



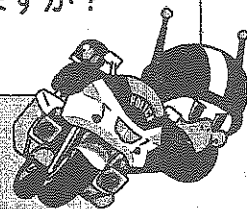
塩尻駅前交番 T e l 0 2 6 3 - 5 2 - 2 9 4 1
塩尻警察署 T e l 0 2 6 3 - 5 4 - 0 1 1 0

5月は健康月です



通勤・通学で自転車を利用している皆さん、自転車の交通ルールを守っていますか？
自転車も「車両」！交通ルールを守って交通事故を防ぎましょう！

運転中のながらスマホ >>> 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転及び幫助 >>> 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(令和6年11月1日 道路交通法の改正)



・ヘルメットを着用しましょう!

・自転車のスマホ・酒気帯び運転の罰則強化!



悪質商法の被害にあわないために!

リフォーム詐欺に気をつけましょう！

そのリフォーム本当に必要ですか。

悪質な業者は、「点検だけなら無料」「今すぐ直さないと家が壊れる」など様々な甘い言葉・嘘を並べたて、契約後に法外なリフォーム代金を請求してきます。

さらに悪質な業者になると、自分たちで屋根に登って瓦や壁を壊して、「壊れているからすぐに直さないといいけない」などと言って、不安を煽ってきます。

業者からの申込みは、あくまで申込みであって受ける受けないは消費者側に決定権があります。いらないものはいらないとハッキリ断りましょう。家の写真を定期的に撮影しておくのも効果的です。



キッパリ！ハッキリ！断りましょー！

自行車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



山菜採りの遭難防止

- 1 入山場所と予定と家族等に伝えましょう。
- 2 携帯電話を持って行きましょう。
- 3 急斜面での滑落到意しましょう。
- 4 単独での入山は避けましょう。
- 5 熊など野生動物に注意しましょう。

